

京都府警察体力検定等実施要綱の制定について（通達）

〔最終改正 令和3年5月31日 例規教第18号〕
京都府警察本部長から各部長、各所属長あて

みだしの件について下記のように改め、平成15年4月9日から実施することとしたから、実効の上がるよう努められたい。

記

京都府警察体力検定等実施要綱

1 要綱の目的

この要綱は、京都府警察で行う警察体力検定及び体力テスト（以下「体力検定等」）という。）の実施に関し必要な事項を定めることを目的とする。

2 体力検定等の目的

体力検定等は、警察官に対し、自己の体力の現状を正確に認識させることにより、各人の健康管理と基礎体力の強化への意欲を喚起するとともに、得られたデータを基に警察官の体力水準向上のための諸施策を推進し、もって第一線執行力の強化に資することを目的とする。

3 推進体制

(1) 運営責任者

ア 教養課長を運営責任者に指定する。

イ 運営責任者は、体力検定等の実施に関する必要な事務及び運営を行うものとする。

(2) 実施責任者

ア 運営責任者は、各所属の長を実施責任者に指定する。

イ 実施責任者は、体力検定等を計画的かつ安全に実施する責を負う。

(3) 推進責任者

ア 実施責任者は、所属の警部以上の階級にある警察官の中から推進責任者を指定する。

イ 推進責任者は、効果的かつ安全な実施計画を策定し、実効ある体力検定等の実施に努めなければならない。

(4) 立会責任者

ア 実施責任者は、所属の警部補以上の階級にある警察官の中から立会責任者を指定する。

イ 立会責任者は、所属の体力検定等の実施に必ず立ち会い、安全かつ適正な体力検定等の実施に努めなければならない。

(5) 測定責任者

ア 測定責任者には、実施責任者が、術科訓練に関する訓令（昭和43年京都府警察本部訓令第7号）別表第1に定める体育を担当する主任指導員を指定するものとする。ただし、これにより難しい場合は、体育を担当する指導員のうちから指定するものとする。

イ 測定責任者は、体力検定等が適正かつ円滑に行われるよう努めなければならない。

ウ 測定責任者は、立会責任者を兼ねることができない。

4 体力検定等の対象及び実施基準

(1) 対象

警察官とする。

(2) 実施基準

年1回以上実施するものとする。

5 体力検定等の種目及び実施要領

(1) 警察体力検定の種目は、「J A P P A T」（ジャパット）とする。

(2) 体力テストの種目は、次のとおりとする。

ア 握力

イ 上体起こし

ウ 長座体前屈

エ 反復横跳び

オ 20 mシャトルラン（往復持久走）

カ 立ち幅跳び

(3) 体力検定等の実施要領は、別紙警察体力検定等具体的実施要領（以下「実施要領という。」）の定めるところによるものとする。

6 受検結果の報告

実施責任者は、体力検定等の受検結果を速やかに運営責任者に報告しなければならない。

7 結果の評価

体力検定等の結果の評価は、警察体力検定等級位基準表（別表）に基づき、運営責任者が行うものとする。

8 結果の活用

運営責任者は、体力検定等の所属ごとの傾向、部門ごとの傾向等を分析し、これを教養訓練の施策に反映させるとともに、警察官の体力水準向上のための施策を積極的に講じるものとする。

9 体力検定等の効力

体力検定等の結果は、認定の日から翌年度末を有効とする。ただし、当該有期間内に新たに認定を受けた場合は、その評価をもって有効とする。

10 安全管理対策

(1) 体力検定等を実施する際には、実施要領に従い適正かつ安全に実施すること。

(2) 体力検定等の実施前は、施設及び使用器具の安全点検を確実に実施するとともに、受検者に警察体力検定等受検票（別記様式）を作成させ、受検者の健康状態、既往症等を把握し、体力検定等の実施に支障がないことを確認すること。

(3) 体力検定等の実施場所の気温及び湿度に配慮し、熱中症事故防止に努めること。

(4) 体力検定等を実施する際には、運動に適した服装を着用させるとともに、準備運動及び整理運動を十分に行わせ、受傷事故防止に努めること。

なお、警察体力検定を実施する際には、検定終了直後の転倒を防止するための補助員を必ず配置すること。

(5) 体力検定等の実施中は、常に受検者の動静に注視し、異常を認めたときは、直ちに体力検定等を中断させて必要な措置を講じること。

11 警察大学校等における結果

警察大学校及び管区警察学校（以下「警察大学校等」という。）において実施した体力検定

等の結果については、警察大学校等において作成された結果の記録の通報を運営責任者が受けることにより、京都府警察における体力検定等の結果として計上できるものとする。

12 京都府警察情報管理システムの運用

前記 6 に規定する報告、同 7 に規定する結果の評価等については、京都府警察情報管理システムの運用管理に関する訓令（平成 22 年京都府警察本部訓令第 21 号）第 2 条第 3 号に規定する京都府警察情報管理システムを運用して行うものとし、その要領は別に定める。

13 関係例規通達の改廃

(1) 警察職員の体力検定等実施細目の制定についての例規通達の廃止

警察職員の体力検定等実施細目の制定について（昭和 63. 3. 25：3 京教第 204 号）の例規通達は、廃止する。

(2) 京都府警察総合対策委員会に置く専門委員会の設置及び運用についての一部改正京都府警察総合対策委員会に置く専門委員会の設置及び運用について（平成 2. 5. 22：2 京務第 67 号、2 京厚第 158 号、2 京教第 402 号、2 京監第 222 号）の例規通達の一部を次のように改正する。

〔次のよう略〕

別表

警察体力検定等級位基準表

1 警察体力検定級位基準表

級 位	記 録
A A A	6 0 秒未満
A A	6 0 秒以上 7 0 秒未満
A	7 0 秒以上 8 0 秒未満
B	8 0 秒以上 9 0 秒未満
C	9 0 秒以上 1 0 0 秒未満
D	1 0 0 秒以上

2 体力テスト項目別得点表

(1) 男子項目別得点表

得 点	握 力 (k g)	上体起こし (回)	長座体前屈 (c m)	反復横跳び (回)	20 mシャトルラン (回)	立ち幅跳び (c m)
10	62 以上	33 以上	61 以上	60 以上	95 以上	260 以上
9	58 ～ 61	30 ～ 32	56 ～ 60	57 ～ 59	81 ～ 94	248 ～ 259
8	54 ～ 57	27 ～ 29	51 ～ 55	53 ～ 56	67 ～ 80	236 ～ 247
7	50 ～ 53	24 ～ 26	47 ～ 50	49 ～ 52	54 ～ 66	223 ～ 235
6	47 ～ 49	21 ～ 23	43 ～ 46	45 ～ 48	43 ～ 53	210 ～ 222
5	44 ～ 46	18 ～ 20	38 ～ 42	41 ～ 44	32 ～ 42	195 ～ 209
4	41 ～ 43	15 ～ 17	33 ～ 37	36 ～ 40	24 ～ 31	180 ～ 194
3	37 ～ 40	12 ～ 14	27 ～ 32	31 ～ 35	18 ～ 23	162 ～ 179
2	32 ～ 36	9 ～ 11	21 ～ 26	24 ～ 30	12 ～ 17	143 ～ 161
1	31 以下	8 以下	20 以下	23 以下	11 以下	142 以下

(2) 女子項目別得点表

得 点	握 力 (k g)	上体起こし (回)	長座体前屈 (c m)	反復横跳び (回)	20 mシャトルラン (回)	立ち幅跳び (c m)
10	39 以上	25 以上	60 以上	52 以上	62 以上	202 以上
9	36 ～ 38	23 ～ 24	56 ～ 59	49 ～ 51	50 ～ 61	191 ～ 201
8	34 ～ 35	20 ～ 22	52 ～ 55	46 ～ 48	41 ～ 49	180 ～ 190
7	31 ～ 33	18 ～ 19	48 ～ 51	43 ～ 45	32 ～ 40	170 ～ 179
6	29 ～ 30	15 ～ 17	44 ～ 47	40 ～ 42	25 ～ 31	158 ～ 169
5	26 ～ 28	12 ～ 14	40 ～ 43	36 ～ 39	19 ～ 24	143 ～ 157
4	24 ～ 25	9 ～ 11	36 ～ 39	32 ～ 35	14 ～ 18	128 ～ 142
3	21 ～ 23	5 ～ 8	31 ～ 35	27 ～ 31	10 ～ 13	113 ～ 127
2	19 ～ 20	1 ～ 4	25 ～ 30	20 ～ 26	8 ～ 9	98 ～ 112
1	18 以下	0	24 以下	19 以下	7 以下	97 以下

(3) 総合評価基準表

総合評価	20歳～24歳	25歳～29歳	30歳～34歳	35歳～39歳	40歳～44歳
A	50以上	49以上	49以上	48以上	46以上
B	44～49	43～48	42～48	41～47	39～45
C	37～43	36～42	35～41	35～40	33～38
D	30～36	29～35	28～34	28～34	26～32
E	29以下	28以下	27以下	27以下	25以下

総合評価	45歳～49歳	50歳～54歳	55歳～59歳	60歳～64歳
A	43以上	40以上	37以上	33以上
B	37～42	33～39	30～36	26～32
C	30～36	27～32	24～29	20～25
D	23～29	21～26	18～23	15～19
E	22以下	20以下	17以下	14以下

(4) 体力年齢判定基準表

体力年齢	得点
20歳～24歳	46以上
25歳～29歳	43～45
30歳～34歳	40～42
35歳～39歳	38～39
40歳～44歳	36～37
45歳～49歳	33～35
50歳～54歳	30～32
55歳～59歳	27～29
60歳～64歳	25～26

別紙 警察体力検定等具体的実施要領 [略]